

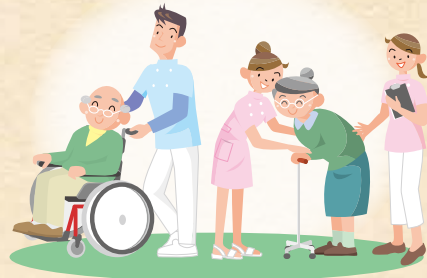
令和3(2021)～令和5(2023)年度

新しい介護保険料のお知らせ

第8期介護保険事業計画期間の介護保険料基準額(月額)は引き続き5,500円です。

※所得段階により保険料が異なります。

介護保険制度は現に介護を必要としている方を支援するというだけでなく、いまは介護や支援が必要でない方についても、必要となったときは安心してサービスを受けていただけるようにつくられた制度です。財源の半分は40歳以上の人からの保険料で支えられています。また介護認定を受けていない高齢者の方を対象に行う介護予防事業等についても介護保険料を財源としています。



2021～2023年度の介護保険料(65歳以上の人)

所得段階	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年間
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.3 ↑ ※(0.5)	1,650円	19,800円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.5 ↑ ※(0.75)	2,750円	33,000円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 × 0.7 ↑ ※(0.75)	3,850円	46,200円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.9	4,950円	59,400円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人	基準額	5,500円	66,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	6,600円	79,200円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	7,150円	85,800円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	8,250円	99,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額 × 1.7	9,350円	112,200円

月額保険料は目安です。実際の保険料額は月割りにより算定し、保険料の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。

※2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、第1段階から第3段階の保険料軽減が強化されています。

- 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。
- 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

保険料の納め方

年金額が一定額を超える方の介護保険料は、年金からの徴収が原則です(特別徴収)。また、普通徴収と特別徴収の選択はできません。市からのお知らせにより、決められた方法で納付をお願いします。



老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金から差し引かれます

年金の定期支払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。(老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません)。

仮徴収

保険料算定のために必要な前年の所得が確定していないので、仮に算定された保険料を納めます。

4月	6月	8月
(1期)	(2期)	(3期)

本徴収

確定した年間保険料から、すでに納めた仮徴収分を差し引いて、残った額を納期に分けて納めます。

10月	12月	2月
(4期)	(5期)	(6期)

年金が18万円以上でも、次のような場合には納付書(普通徴収)で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- ほかの市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合など

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の人



普通徴収

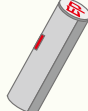
納付書や口座振替で納めます

市から送付されてくる納付書または口座振替で、期日までに市指定の金融機関またはコンビニなどで保険料を納めてください。

..... 口座振替がおススメです

保険料納付は便利で安心な口座振替がおススメです。口座振替にすれば、毎回納めに行く手間がなく、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、市が指定する金融機関で申し込んでください。

- ▶ 保険料の納付書
- ▶ 預(貯)金通帳
- ▶ 通帳届け出印



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などには、納付書で納めることになります。

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を納めないでいると滞納処分の対象となり、滞納期間に応じて給付の制限を受けることになります。

お問い合わせ先

● 介護保険料に関するお問い合わせ

竹田市税務課 課税係(賦課) (内線124・125・126)
管理係(還付) (内線121・122)
特別収納推進室(収納) (内線193・194
・195・196)

● 介護保険制度に関するお問い合わせ

竹田市高齢者福祉課 介護保険係 (内線131・132)

☎63-1111 (代表)